

農業土木工事監督要領

一部改正新旧対照表

※下線部について改正

改正後(一部改正)	現 行
【農業土木工事監督要領】 第1条 ～ 第7条（省略） 附 則 この要領は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は平成 23 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。 附 則 この要領は平成 24 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。 附 則 この要領は令和 4 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。 <u>附 則</u> <u>この要領は令和 8 年 8 月 1 日以降の入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。</u>	【農業土木工事監督要領】 第1条 ～ 第7条（省略） 附 則 この要領は平成 19 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は平成 23 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。 附 則 この要領は平成 24 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。 附 則 この要領は令和 4 年 4 月 1 日以降の契約に係る工事から適用する。

【農業土木工事監督技術基準】			【農業土木工事監督技術基準】		
第 1 条 ～ 第 2 条（省略）			第 1 条 ～ 第 2 条（省略）		
改正後(一部改正)			現 行		
第 3 条(監督の実施)に記載の次表について			第 3 条(監督の実施)に記載の次表について		
項目	業務内容	関連図書及び条項	項目	業務内容	関連図書及び条項
1 契約の履行の確保			1 契約の履行の確保	省略	
(1) 省略			(1) 省略		
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。施工計画書に不備がある場合は補足を求める。 また、受注者から施工計画書の記載内容の一部について省略を求められた場合は、省略の可否を判断する。	標仕第 1 編 1-1- <u>6</u>	(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。施工計画書に不備がある場合は補足を求める。 また、受注者から施工計画書の記載内容の一部について省略を求められた場合は、省略の可否を判断する。	標仕第 1 編 1-1- <u>5</u>
(3) 省略			(3) 省略		
(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作	約款第 10 条（監督員） 標仕第 1 編 1-1- <u>8</u>	(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、	約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作	約款第 10 条（監督員） 標仕第 1 編 1-1- <u>7</u>

協議、受理等	成を含む) 及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款 1 条第 3 項「施工方法等」に係るものは不要)	(様式 2 工事打合簿)	協議、受理等	成を含む) 及び受理等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款 1 条第 3 項「施工方法等」に係るものは不要)	
(5) 条件変更に関する 確認、調査、検討、 通知	① 設計図書と現場の施工条件が一致しないこと(約款第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号)を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正について部長等に報告する。 ② 省略	約款第 19 条(条件変更等) 標仕第 1 編 1-1-3	(5) 条件変更に関する 確認、調査、検討、 通知	① 設計図書と現場の施工条件が一致しないこと(約款第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号)を発見した した とき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正について部長等に報告する。 ② 省略	約款第 19 条(条件変更等) 標仕第 1 編 1-1-3
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 仮設・施工方法の変更につい	約款第 20 条(設計図書の変更) 標仕第 1 編 1-1- 18	(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。 仮設・施工方法の変更につい	約款第 20 条(設計図書の変更) 標仕第 1 編 1-1- 17

	ては、「仮設・施工方法の指定及び任意についての取扱い基準」 (平成 11 年 3 月 3 日付け、農管第 564 号) による。				ては、「仮設・施工方法の指定及び任意についての取扱い基準」 (平成 11 年 3 月 3 日付け、農管第 564 号) による。	
(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告又は工事現場確認に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款第 12 条 (履行報告) 標仕第 1 編 1-1- <u>31</u> 標仕第 1 編 1-1- <u>32</u>		(7) 工程把握及び工事促進指示	受注者からの履行状況報告又は工事現場確認に基づき、工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う。	約款第 12 条 (履行報告) 標仕第 1 編 1-1- <u>30</u> 標仕第 1 編 1-1- <u>31</u>
(8) 工期変更協議の対象の確認	約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 6 項、第 20 条、第 21 条第 4 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、部長等へ報告する。	標仕第 1 編 1-1- <u>19</u> 約款第 16 条 (支給材料及び貸与品) 約款 18 条 (設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等) 約款 19 条 (条件変更等) 約款第 20 条 (設計図書の変更) 約款第 21 条 (工事の中止) 約款第 22 条 (<u>受注者</u> の請求による工期の延長) 約款第 23 条 (<u>発注者</u> の		(8) 工期変更協議の対象の確認	約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 6 項、第 20 条、第 21 条第 4 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し、部長等へ報告する。	標仕第 1 編 1-1- <u>18</u> 約款第 16 条 (支給材料及び貸与品) 約款 18 条 (設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等) 約款 19 条 (条件変更等) 約款第 20 条 (設計図書の変更) 約款第 21 条 (工事の中止) 約款第 22 条 (<u>乙</u> の請求による工期の延長) 約款第 23 条 (<u>甲</u> の請求

		請求による工期の短縮等) (様式-3) 約款第 40 条 (前払い金等の不払に対する工事の中止)			による工期の短縮等) (様式-3) 約款第 40 条 (前払い金等の不払に対する <u>ㇿ</u> の工事の中止)
(9) 部長等への報告			(9) 部長等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、部長等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し部長等へ報告する。	約款第 21 条 (工事の中止) 標仕第 1 編 1-1- <u>18</u>	1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、部長等へ報告する。 ② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し部長等へ報告する。	約款第 21 条 (工事の中止) 標仕第 1 編 1-1- <u>17</u>
2) ～3) 省略			2) ～3) 省略		
4) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を部長等へ報告する。	約款第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第 1 編 1-1- <u>48</u>	4) 不可抗力による損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を部長等へ報告する。	約款第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第 1 編 1-1- <u>47</u>

	② 損害額の負担請求内容を審査し、部長等へ報告する。	約款第 30 条		② 損害額の負担請求内容を審査し、部長等へ報告する。	約款第 30 条
5) 部分使用の確認 及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、部長等へ報告する。	約款第 34 条（部分使用） 標仕第 1 編 1-1- <u>30</u>		5) 部分使用の確認 及び報告	約款第 34 条（部分使用） 標仕第 1 編 1-1- <u>29</u>
6) 省略				6) 省略	
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	受注者から部分払の請求があり、部長等から検査員に指定された場合は、受注者から提出された工事出来形内訳書の確認をするための検査を行い、部長等へ報告する。	約款第 38 条（部分払） 標仕第 1 編 1-1- <u>28</u>		7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	約款第 38 条（部分払） 標仕第 1 編 1-1- <u>27</u>
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる	約款第 13 条（工事関係者に関する措置請求） 標仕第 1 編 1-1- <u>34</u>		8) 工事関係者に関する措置請求	約款第 13 条（工事関係者に関する措置請求） 標仕第 1 編 1-1- <u>30</u>

9) 省略	場合は、部長等への措置請求を行う。		9) 省略	場合は、部長等への措置請求を行う。	
-------	-------------------	--	-------	-------------------	--

2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等 (2) 指定材料の確認	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項（住民・受益者への対応等） 設計図書において、監督員の検査（確認）を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会のうえ調合し、あるいは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の検査、立会、又は確認を行う。（別表 1 を参考とする）	標仕第 1 編 1-1-3 標仕第 1 編 1-1-<u>20</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>44</u> 約款第 17 条（工事用地の確保等） 標仕第 1 編 1-1-<u>10</u> 約款第 14 条（工事材料の品質及び検査等） 約款第 15 条（監督員の立会及び工事記録の整備） 標仕第 1 編 1-1-<u>23</u> （様式-4 <u>材料確認書</u>（<u>立会・机上</u>））	2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等 (2) 指定材料の確認	下記の事前調査業務を必要に応じて行う。 ① 工事基準点の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会 ⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項（住民・受益者への対応等） 設計図書において、監督員の検査（確認）を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督員の立会のうえ調合し、あるいは調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の検査、立会、又は確認を行う。（別表 1 を参考とする）	標仕第 1 編 1-1-3 標仕第 1 編 1-1-<u>19</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>42</u> 約款第 17 条（工事用地の確保等） 標仕第 1 編 1-1-<u>9</u> 約款第 14 条（工事材料の品質及び検査等） 約款第 15 条（監督員の立会及び工事記録の整備） 標仕第 1 編 1-1-<u>22</u> （様式-4）
--	---	--	--	---	--

(3) 省略			(3) 省略		
(4) 工事施工状況の確認 (段階確認) 及び把握	設計図書に示された施工段階において、別表 2 に基づき臨場等により確認を行う。 また、主要な工種について、適時臨場等により工事が適正に行われているか施工状況の把握を行う。	標仕第 1 編 1-1-<u>24</u> (様式-5 <u>段階確認書</u> (<u>立会・机上</u>))	(4) 工事施工状況の確認 (段階確認) 及び把握	設計図書に示された施工段階において、別表 2 に基づき臨場等により確認を行う。 また、主要な工種について、適時臨場等により工事が適正に行われているか施工状況の把握を行う。	標仕第 1 編 1-1-<u>23</u> (様式-5)
(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	標仕第 1 編 1-1-<u>22</u>	(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	標仕第 1 編 1-1-<u>21</u>
(6) 省略			(6) 省略		
(7) 支給材料及び貸与	設計図書に定められた支給材	約款第 16 条(支給材料	(7) 支給材料及び貸与	設計図書に定められた支給材料	約款第 16 条(支給材料

品の検査、引渡し	料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。この際、支給材料受領書を受注者から提出させる。	及び貸与品) 標仕第 1 編 1-1- <u>20</u>	品の検査、引渡し	及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。この際、支給材料受領書を受注者から提出させる。	及び貸与品) 標仕第 1 編 1-1- <u>19</u>
(8) 工事出来形の確認	出来形測定の結果を農業土木工事施工管理基準等と照合し、出来形数量の確認を行う。	標仕第 1 編 1-1- <u>25</u>	(8) 工事出来形の確認	出来形測定の結果を農業土木工事施工管理基準等と照合し、出来形数量の確認を行う。	標仕第 1 編 1-1- <u>24</u>
(9) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	標仕第 1 編 1-1- <u>21</u>	(9) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	標仕第 1 編 1-1- <u>20</u>

3.円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整 (3) 関連工事との調整	地元住民や受益者からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。 工事に関して、関係機関との協議・調整を行うとともに、関係機関に対する諸手続きを受注者に行わせる。 関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。 また、請負業者間の安全施工に関する情報交換と連絡調整を行うため、関係者を構成員とする工事関係者連絡会議を組織させる。	標仕第 1 編 1-1-<u>44</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>44</u> 約款第 2 条(関連工事の調整) 標仕第 1 編 1-1-<u>14</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>15</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>35</u>	3.円滑な施工の確保 (1) 地元対応 (2) 関係機関との協議・調整 (3) 関連工事との調整	地元住民や受益者からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。 工事に関して、関係機関との協議・調整を行うとともに、関係機関に対する諸手続きを受注者に行わせる。 関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を受注者に対し指示を行う。 また、請負業者間の安全施工に関する情報交換と連絡調整を行うため、関係者を構成員とする工事関係者連絡会議を組織させる。	標仕第 1 編 1-1-<u>42</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>42</u> 約款第 2 条(関連工事の調整) 標仕第 1 編 1-1-<u>13</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>14</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>33</u>
--	--	--	--	--	--

4. 工事の安全確保 (1)安全パトロール等 (2) 臨機の措置 (3)事故等に対する措置	工事現場等の安全指導、注意喚起等を行い、未然に事故防止を図る。 災害防止、その他工事の施工上特に必要のあると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。 事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、部長等及び県担当課等に報告する。	標仕第 1 編 1-1-<u>35</u> 約款第 27 条（臨機の措置） 標仕第 1 編 1-1-<u>51</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>38</u>	4. 工事の安全確保 (1)安全パトロール等 (2) 臨機の措置 (3)事故等に対する措置	工事現場等の安全指導、注意喚起等を行い、未然に事故防止を図る。 災害防止、その他工事の施工上特に必要のあると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。 事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、部長等及び県担当課等に報告する。	標仕第 1 編 1-1-<u>33</u> 約款第 27 条（臨機の措置） 標仕第 1 編 1-1-<u>49</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>36</u>
---	---	---	---	---	---

5.工事竣工に伴う対応 (1)検査日の通知 (2)工事完成検査等の準備 (3)工事完成検査等の立会 (4)省略	工事検査に先立ち、受注者に対して検査実施日を通知する。 受注者から提出された検査に必要な関係書類の内容を確認する。 原則として総括監督員、主任監督員は、工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会う。	標仕第 1 編 1-1-<u>27</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>29</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>27</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>28</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>29</u>	5.工事竣工に伴う対応 (1)検査日の通知 (2)工事完成検査等の準備 (3)工事完成検査等の立会 (4)省略	工事検査に先立ち、受注者に対して検査実施日を通知する。 受注者から提出された検査に必要な関係書類の内容を確認する。 原則として総括監督員、主任監督員は、工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会う。	標仕第 1 編 1-1-<u>26</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>28</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>26</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>26</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>27</u> 標仕第 1 編 1-1-<u>28</u>
--	--	--	--	--	---

別表－１ 指定材料の品質確認対象一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要	対象外
鋼 材	構造用圧延鋼材	<u>すべての工事材料が対象</u>	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	<u>すべての工事材料が対象</u>	
	鋼製杭及び鋼矢板	<u>すべての工事材料が対象</u>	仮設材
	大型ふとんかご		
セメント及び 混和剤	セメント		JIS <u>マーク表示品</u>
	混和材料		
セメントコン クリート製品	セメントコンクリート製品一般		県土木部 <u>承認品</u> 県農地部指定 <u>品</u> JIS 製品以外 <u>品</u>
	コンクリート杭、コンクリート矢板		JIS <u>マーク表示品</u>
塗 料	塗料一般	<u>すべての工事材料が対象</u>	<u>路面標示用塗料</u>
そ の 他	レディーミクストコンクリート		JIS <u>マーク表示品</u>
	アスファルト混合物		<u>アスファルト混合物</u> 事前審査制度の認定混合物

別表－１ 指定材料の品質確認対象一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要
鋼 材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は <u>除く</u>
	大型ふとんかご	
セメント及び 混和剤	セメント	JIS <u>製品以外</u>
	混和材料	JIS <u>製品以外</u>
セメントコン クリート製品	セメントコンクリート製品一般	県土木部 <u>指定以外</u> 県農地部指定 <u>以外</u> JIS 製品 <u>以外</u>
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品 <u>以外</u>
塗 料	塗料一般	
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS <u>製品以外</u>
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物 <u>を除く</u>

	場所打ち杭用レディー ミクストコンクリート		JIS <u>マーク表示品</u>
	薬液注入剤	<u>すべての工事材料 が対象</u>	
	種子・肥料		<u>小口、路肩等のすり付けの 植生土のう</u>
	薬剤	<u>すべての工事材料 が対象</u>	
	素焼土管		
	現場発生品		
(注) 1 本表で日本下水道協会規格 (<u>JSWAS</u>) 製品は JIS 製品に準じて扱う。 2 上表 (<u>指定材料</u>) のほか特殊な製品等は <u>設計図書において指定し、受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに</u>、監督員が確認すること。			
別表－2 施工段階確認一覧 本表は、標準的な事例を示したものであり、完成時に主たる工種の出来型・品質・出来ばえの確認に必要となるものについては、<u>発注者及び受注者の協議の上、施工段階確認・臨時検査を行うものとする。</u> 下表のア～エに類する工事については、確認の頻度を増やし工事の重要度に応じた「重点監督」を行うものとし、 「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。 ア～エ 省略			
	場所打ち杭用レディーミクストコンクリート		JIS <u>製品以外</u>
	薬液注入剤		
	種子・肥料		
	薬剤		
	素焼土管		
	現場発生品		
(注) 1 本表で日本下水道協会規格 (<u>JIWAS</u>) 製品は JIS 製品に準じて扱う。 2 <u>上表に示す材料は標準仕様書第 1 編第 2 章材料の一部を例示したものであり、上表のほか特殊な製品等は監督員が指定し、確認すること。</u> <u>(監督行為：受注者が外観及び品質規格証明等を照合して確認した資料に基づき、監督員が確認を行う。)</u>			
別表－2 施工段階確認一覧 本表は、標準的な事例を示したものであり、完成時に主たる工種の出来型・品質・出来ばえの確認に必要となるものについては、<u>甲乙協議の上、施工段階確認・臨時検査を行うものとする。</u> 下表のア～エに類する工事については、確認の頻度を増やし工事の重要度に応じた「重点監督」を行うものとし、 「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。 ア～エ 省略			

1. 土木工事				
工種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
共通工事 ほ場整備工事 農用地造成工事 舗装工事 ・道路改良工事 水路トンネル工事 水路工事	省略	省略	省略	省略
排水路工事 ・河川工事	コンクリート法枠工、 アスファルト法枠工	省略	省略	省略
	コンクリートブロック 積み水路、鉄筋コンクリ ート二次製品水路、コン クリートマット (削除)	削除	削除	削除
	鋼矢板工（仮説を除く）	省略	省略	省略

1. 土木工事				
工種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
共通工事 ほ場整備工事 農用地造成工事 舗装工事 ・道路改良工事 水路トンネル工事 水路工事	省略	省略	省略	省略
排水路工事 ・河川工事	コンクリート法枠工、 アスファルト法枠工	省略	省略	省略
	コンクリートブロック 積み水路、鉄筋コンクリ ート二次製品水路、コン クリートマット	厚さ	初期施工段 階で1箇所	100m につ き1箇所以 上、100m 未 満は2箇所
	鋼矢板工（仮説を除く）	省略	省略	省略

工種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
管水路工事 畑かん施設工事 橋梁下部工事 PC 橋工事 法面保護工事 暗渠排水工事 フィルダム工事 頭首工工事 海岸河川工事 ため池工事 地すべり対策工事	省略	省略	省略	省略
2. 施設機械工事等 省略 2				
別紙－1 仮設・施工方法等の指定及び任意について 省略				

工種		確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)
水路工事 畑かん施設工事 橋梁下部工事 PC 橋工事 法面保護工事 暗渠排水工事 フィルダム工事 頭首工工事 海岸河川工事 ため池工事 地すべり対策工事	省略	省略	省略	省略
2. 施設機械工事等 省略				
別紙－1 仮設・施工方法等の指定及び任意について 省略				